

## 熊本県からのお知らせ

### 建築物除却届記入要領(令和7年1月からの新様式)

建築物除却届は、建築物を除却しようとする場合に都道府県知事に届け出る書類です。

建築基準法第15条により、建築物の除却の工事を施工する者が届け出なければならぬとされています。

書類の作成に当たっては記入漏れや誤りがないかなど十分に注意して作成する必要があります。

この「記入要領」を参考に建築物除却届を作成いただきますようお願いいたします。

なお、建替を伴う除却工事の場合は、建築物除却届ではなく、建築工事届にて届け出を行っていただきますようお願いいたします。

熊本県土木部建築住宅局建築課

令和6年(2024年)10月

## 床面積の合計が10㎡を超える場合に提出が必要です

四捨五入をして10㎡となっている場合は、除却届の提出が必要となります。

例1：10.03㎡は除却届が必要

例2：10.00㎡や9.50㎡は除却届が不要

建築基準法第15条第1項の規定による	
建築物除却届	
(第一面)	
年 月 日	
知事 様	
除却工事施工者	
氏名	
営業所名	
郵便番号	-
所在地	
電話番号	- -
担当者の氏名	
担当者の電話番号	- -

担当者の欄には、工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名・電話番号のご記入をお願いします。

(第二面)

【1. 物件名】	
【2. 除却予定期日】	年 月
【3. 除却場所】	
【4. 主要用途】	(注意欄に記載の記号を記入してください)
【5. 除却原因】	<input type="checkbox"/> (1) 老朽して危険があるため <input type="checkbox"/> (2) その他
【6. 構造】	<input type="checkbox"/> (1) 木造 <input type="checkbox"/> (2) その他
【7. 建築物の数】	}
【8. 住宅の戸数】	
【9. 建築物の床面積の合計】	m <sup>2</sup>
【10. 建築物の評価額】	万円

除却工事が完了する日付を記入してください。

P3~4の②と③の表に従い記入してください。  
例1:戸建住宅の場合は「01」  
例2:店舗(小売業)併用住宅の場合は「16」

忘れずに記入してください。  
《例1》  
1棟2戸の長屋を除却した場合は、  
【6. 建築物の数】 1  
【7. 住宅の戸数】 2戸  
《例2》  
1棟6戸の長屋のうち3戸を除却した場合は、  
【6. 建築物の数】 1  
【7. 住宅の戸数】 3戸

「●万円」単位で記入してください。

- (注意)
1. 第一面関係
    - ① 担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
    - ② ※印のある欄は記入しないでください。
  2. 第二面関係
    - ① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
    - ② 4 欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

- ③ 4 欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38

宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44
④ 5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。			
⑤ 9欄及び10欄は、小数点以下の数値は四捨五入してください。			